高病原性鳥インフルエンザウイルスに係る死亡野鳥等調査の基準（静岡県版　令和８年９月～）

区分	鳥類					哺乳類
	科	検査優先種１(24 種)	検査優先種２(22 種)	検査優先種３	その他の種	
種	アビ科		オオハム	その他全種	優先種１～３以外の鳥種全て（大量死亡のほか、感染死体を食べた等、感染が疑われる状況があった場合にも検査）	全て
	ウ科			カワウ		
	カイツブリ科	カイツブリ　カンムリカイツブリ	アカエリカイツブリ	その他全種		
	カモ科	ヒシクイ　オオハクチョウ マガン　オシドリ シジュウカラガン　ヒドリガモ コクチョウ　オナガガモ コブハクチョウ　コガモ コハクチョウ　キンクロハジロ	マガモ トモエガモ ホシハジロ スズガモ	その他全種（カルガモ等）		
	カモメ科	ユリカモメ　ウミネコ	セグロカモメ オオセグロカモメ	その他全種		
	カラス科		カケス	ハシボソカラス ハシブトカラス		
	クイナ科			オオバン		
	コウノトリ科			コウノトリ		
	サギ科			アオサギ		
	シギ科		ハマシギ			
	ツル科	マナヅル　ナベヅル タンチョウ		その他全種		
	トキ科		クロツラヘラサギ			
	タカ科	クマタカ　ノスリ オジロワシ オオタカ	ツミ トビ オオワシ	その他全種		
	ハヤブサ科	ハヤブサ		その他全種(チョウゲンボウ等)		
	フクロウ科		フクロウ	その他全種（コミミズク等）		
	ミサゴ科			ミサゴ		
検査基準個体数	レベル１：通常時	同一場所で　１羽以上死亡	３羽以上死亡	５羽以上死亡	５羽以上死亡	検査対象外
	レベル２：国内発生時	同一場所で　１羽以上死亡	２羽以上死亡	５羽以上死亡	５羽以上死亡	検査対象外
	レベル３： 国内複数箇所発生時	同一場所で　１羽以上死亡	１羽以上死亡	３羽以上死亡	５羽以上死亡	検査対象外
	野鳥監視重点区域 (発生地から半径 10㎞以内)	同一場所で　１羽以上死亡	１羽以上死亡	３羽以上死亡	３羽以上死亡	３頭以上死亡

（注）・環境省「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に準拠。（優先種２については、本県にいない鳥などを一部記載省略）
・警戒レベル及び野鳥監視重点区域は、環境省が設定。
・**検査基準個体数は、同一場所（見渡せる範囲）・同時期（３日程度）に死亡（衰弱を含む）が発見された場合の合計数を基本**とし、該当した場合に簡易検査を実施。
・衝突死、悪天候による海鳥の衰弱死等、**死因が明確な個体は検査対象としない**。また、死後日数が経過し、**腐敗した個体は検査対象としない**。
・警戒レベル・種に関係なく、野鳥の大量死が発生した場合には、その一部を検査対象とし、残りは蔓延未然防止のため、市町焼却施設等での処分を優先する。

○種別検査優先種一覧

行	種名	優先度	備考	行	種名	優先度	備考
ア	アオサギ	3	サギ科	サ	スズガモ	2	カモ科
	アカエリカイツブリ	2	カイツブリ科		シジュウカラガン	1	カモ科
	ウミネコ	1	カモメ科		セグロカモメ	2	カモメ科
	オオセグロカモメ	2	カモメ科	タ	タンチョウ	1	ツル科
	オオタカ	1	タカ科		ツミ	2	タカ科
	オオハクチョウ	1	カモ科		トモエガモ	2	カモ科
	オオハム	2	アビ科		トビ	2	タカ科
	オオバン	3	クイナ科	ナ	ナベヅル	1	ツル科
	オオワシ	2	タカ科		ノスリ	1	タカ科
	オシドリ	1	カモ科	ハ	ハシブトカラス	3	カラス科
	オジロワシ	1	タカ科		ハシボソカラス	3	カラス科
	オナガガモ	1	カモ科		ハヤブサ	1	ハヤブサ科
カ	カイツブリ	1	カイツブリ科		ハマシギ	2	シギ科
	カケス	2	カラス科		ヒシクイ	1	カモ科
	カワウ	3	ウ科		ヒドリガモ	1	カモ科
	カンムリカイツブリ	1	カイツブリ科		フクロウ	2	フクロウ科
	キンクロハジロ	1	カモ科		ホシハジロ	2	カモ科
	クマタカ	1	タカ科	マ	マガモ	2	カモ科
	クロツラヘラサギ	2	トキ科		マガン	1	カモ科
	コウノトリ	3	コウノトリ科		マナヅル	1	ツル科
	コガモ	1	カモ科		ミサゴ	3	ミサゴ科
	コクチョウ	1	カモ科	ヤ	ユリカモメ	1	モメ科
	コハクチョウ	1	カモ科				
	コブハクチョウ	1	カモ科				

（注）個別指定の種のみ。科で指定しているものを除く。（優先種２については、本県にいない鳥などを一部記載省略）

○科指定の検査優先種

科名	優先度	備考
・アビ科	3	優先種２以外
・カイツブリ科	3	優先種１～２以外　　例：ハジロカイツブリ等
・カモ科	3	優先種１～２以外　　例：カルガモ等
・カモメ科	3	優先種１～２以外
・タカ科	3	優先種１～２以外
・ツル科	3	優先種１以外
・ハヤブサ科	3	優先種１（ハヤブサ）以外　　例：チョウゲンボウ等
・フクロウ科	3	優先種２（フクロウ）以外　　例：コミミズク等

（注）検査優先種１～２を除く科全種で指定している場合に掲載